

## 平成 26 年度税制改正大綱について

平成 25 年 12 月 12 日

日本チェーンストア協会

会 長 清 水 信 次

平成 26 年度税制改正大綱において、軽減税率については、「「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10% 時に導入する。」と表現された。

当協会は予てより、「少なくとも 10% 段階では単一税率を維持すべきである」と主張しており、軽減税率の導入については、消費税が 10% を超えて引き上げられる場合に改めて、公平公正で国民が納得できる対象品目の選定、実務上の過負担回避と適正課税とが両立しうる制度設計などを始めとした諸課題について慎重に議論を行い、導入の是非を判断すべきである。

そもそも今回の消費税引き上げは、国民みんなが社会保障を支えていくために行うものである。軽減税率を導入すれば、税収の減少から現在描いている社会保障制度に大きく影響がでることになり、その結果、標準税率を引き上げざるを得なくなって、国民に更なる負担を強いることになるのではないだろうか。まずはこうした事情を国民が理解できるようしっかりと説明する必要がある。

また、改めて「消費税転嫁対策特別措置法」に関しては、本法の有効期限である平成 29 年 3 月末日以降においても事業者の選択により本体価格表示が続けられるよう、「総額表示の義務づけの恒久的な廃止」を強く求めるものである。

以 上